

千葉家庭裁判所委員会議事概要

1 日時 令和2年2月4日(火)午後2時から午後4時まで

2 場所 千葉家庭裁判所大会議室

3 出席者

(委員) 伊藤はつ子, 大石聡子, 梶原祐理子, 菊池則明, 北村篤, 櫻木安子,
佐藤照子, 曾根田満, 高橋譲

(五十音順, 敬称略)

(オブザーバー)

河野郁江首席家庭裁判所調査官, 福本修家事首席書記官, 丸山和子
少年首席書記官, 宮崎浩幸次席家庭裁判所調査官, 大淵さゆり次席
家庭裁判所調査官, 山澤美穂子家事訟廷管理官, 山本起美代主任書
記官, 前川直樹少年訟廷管理官, 鹿見順子事務局長, 橋爪智子事務
局次長, 風間高志会計課長, 鎌崎雅子総務課長

4 テーマ

家庭裁判所に求められる役割

5 議事等

(1) 交代委員の紹介

前回の委員会から本委員会までの間に交代があった委員(大石聡子委員, 鈴木浩之委員, 菊池則明委員)について, 鎌崎総務課長から紹介された。

(2) 前回の委員会における意見についての経過報告

鎌崎総務課長から, 前回の委員会における意見を受けての活動について報告が行われた。

(3) 意見交換等

ア テーマについて

オブザーバーらから, 本日のテーマについて説明があった。

イ 協議の要旨 (■委員長, ●委員)

●委員

情報発信につきまして、平成28年の家裁委員会後の経過も含めてわかりやすく御説明いただき、ありがとうございました。その中で、今後の充実のところで提言申し上げたいのが、講師派遣、見学の受入れ、学校等への業務説明という外部への情報発信の取組をぜひ強化していただきたいということです。私は教育関係にも少し関与していて、その中で学校の現場でよくお困りなのが、例えば夫婦関係の事件で調査官が学校に行ったり、少年事件であれば、調査官もそうですし、付添人等が行ったりするということがあって、そのときに学校が、頻繁にあるわけではないので、どう対応したらいいか戸惑われることもあるようです。学校にとって裁判所がとてども敷居が高くなってしまっていて、ぜひ、虐待問題も含めて、学校が動いたらどうになってしまうのだろうと不安で動けないですとか、裁判になった場合どうになってしまうのかわからないから、ためらってしまうということがないように、ぜひ学校に対する取組を強化していただきたいと思っています。具体的には県の教育委員会を通じて、管理者研修等に職員を派遣できますよということを家庭裁判所のほうからも言っていたらと思います。私も機会があれば、そういうこともあるですよというのは伝えたいと思います。あと、講師派遣と見学の受入れについて、先ほど30年度に本庁と市川で見学会をやって、大変好評だったというお話だったので、これはぜひ継続していただきたいと思っています。私は市川出張所で調停委員をしており、市川の庁舎が新しくなった際、調停委員を対象に見学ツアーが企画され、特に好評だったのが試行面会の部屋でした。調停委員は試行面会の場には行けないので、場所を見て改めて、「こういう感じなんだ。」と分かって、逆にお父さん、お母さんに説明できるということもありましたので、ぜひ、千葉と松戸と市川で御案内いただきたいと思っています。あとは、ほかの支部は残念ながら面会室がないと思いますが、ぜひ調停委員等の研修の際には本庁のそういった施設を見学させていただきたいと思っています。

■委員長

講師派遣に関連して、県教育委員会のほうに連絡をとって、そこで主催をしているプログラムの中でお話をするという、そういう企画が考えられるということでしょうか。

●委員

はい、そうですね。県教育委員会は、基本的に5つの教育事務所に分かれています。大体、夏休みと春だと思いますが、管理者研修というものを主催してやっておりますので、そういうところに職員を派遣できますと先に言っておくと、必要なときに、ぜひというふうにお声がかかるのではないかと思います。

●委員

私は、行政担当者の方で、いわゆる市民からの相談窓口になられている方に裁判所のほうに来ていただいて、どのような施設で、どのような仕事を行っているのか紹介するというのを3年前から企画して、去年で3回連続、裁判所との共催ですが、実施しております。民事調停事件の件数が大きく減っている中で、PRをしようということで始めました。施設を案内する関係で1回につき40人ぐらいの人数にとどめておりますが、市民の方から受けられる相談の割合が民事関連で約6割、家事関連で4割という状況で、減っている民事を何とか底上げをしたいということで、民事事件を取り上げた模擬調停を行っています。その中で非常に記憶に残っているのが、実際に来ていただいた行政機関の方、これは市役所、区役所、消費生活センター、あとは民生委員の方々ですが、今まで、市民の方に調停の案内をしてきたけれども、実際の調停の場所ですとか裁判所の中に入ったことがないので、全くイメージも湧かないまま、聞かれても全然自分は答えられなかったが、今日実際に模擬調停や施設を見せてもらって、これから安心して紹介ができますということをおっしゃっていた方がおられました。相談を受けても、調停にどうかなと思いつつも苦慮することが多かったが、今日いろいろなケースで調停を申し立てられるということをお聞きして、逆に、調停の紹介をしてあげればよかったなと思出すような案件が幾つか頭の中に浮かんできたということをおっしゃっていました。こ

の施設の見学，模擬調停，裁判官からの調停の説明，最後の質疑応答と，これを2時間ぐらいで行うのですが，非常に好評で，ぜひ続けていただきたいということをおっしゃっています。こういったことを法の日週間行事の一環で，地裁，簡裁と調停協会と一緒に組んでやっておりますが，相談を受ける中には民事ばかりではなく，家事もたくさんありまして，ぜひ今度は家事の模擬調停をやっていただきたいという声も非常に多くありまして，家裁だけではなくて，地裁や簡裁も含めた全体の中での取組で，行政の方で日頃ずっと相談にあずかっておられる方に対する一つのいいきっかけになるのではないかなと思っております。裁判所はもう少し具体的に調停というものを見て知っていただくという機会を少しでも多くしたらいいのかなという気はしています。この点は日本調停協会連合会の理事長も，行政機関の相談窓口になっている方を対象に千葉を始めとして全国各地でようやく行政向けの説明会が始まっており，裁判所をもっとよく知ってもらい，調停とはこういったものだということを理解していただくためにも今後，裁判所と一緒に取り組んでいきたいと発言されておりました。

●委員

施設の見学，家事事件の模擬調停を見学するというのはとてもいいお話で，私もしてみたいなと思ったのですが，一番効率のよい呼びかけはどの世代というか，どの世代を一番ターゲットにした方がいいのか，その点はどういうふうにお考えでしょうか。

●委員

さきほどの行事は，千葉県下の各自治体の首長，市長，区長，あとは消費生活センターの所長，そういった方々に9月ぐらいに御案内を出しまして，実際に一番かわっておられる方が応募されてきます。それが平均で毎年約40名ぐらいで3年間推移しているという状況です。ですから，若い方もおられれば，ベテランの方もおられますし，いろいろです。

●委員

行政に携わっている方ですか。

●委員

そうです。今まで個人向けの調停相談会もやっていますが、やはり対象が個々人になりますと、その場で調停ができるわけではなく、改めて申立てをしてくださいということになりますので、来られている方にとっては、また行かなければいけないのかというようなことが結構あります。その点、行政の方は日頃からずっとそういう相談を受けておられるので、こういった機会に例えば次に相談を受けたときには民事調停だとか家事調停は、こうやって受付けていますから、どうぞというようなことがすぐできるというのが、行政の方には非常に助かっているのかなという気がしております。

●委員

ただ、一般の方が行くときに、何かすごく相談しにくいというのか、建物に入ってみることもまずありませんし、どういう取っかかりから相談していいのかも全然全くつかめないわけです。家の中に引きこもっているような人たちもいっぱいいて、そういう家庭の一般の親御さんたちもいっぱいいるわけですから、そういう方たちも足を運べるような、その前に一般の人たちも見学できるような体制であれば、もう少し身近になって、相談しやすくなるのではないのでしょうか。

■委員長

家庭裁判所の窓口には手続案内という受付がございます。その手続案内の場面では、もちろん年齢等にかかわらず御案内をさせていただきます。家庭裁判所の手続あるいは権限の中でできることとできないことがございますので、できる部分についてはできる限り御説明をするということはさせていただいているところです。

●委員

それは一般の人を対象にしていますか。

■委員長

一般の方を対象にしているものでございます。

●委員

施設の見学や模擬調停を見学させていただくというのはどうですか。

■委員長

そうした企画をするときには、例えば何歳以上あるいは何歳以下という縛りをつけることは、今まではしてはございません。何かテーマに沿って、合理的な理由がつく区別の仕方であれば問題はないのだと思うのですけれども、そういう企画に一般の方に参加していただくという場合に、年齢で制限をつけるというのはなかなかやりにくいかなというふうに思います。

●委員

市役所ですと小学生から見学に行ったりしますよね。そういうような、もう少し年齢が上だったりする人たちから、いずれそういう人たちも親になっていくわけですから、もう少し一般市民が関わられるような何か発信の仕方はないのかなと思います。

■委員長

夏休みには小学生、中学生向けの裁判所の見学ツアーというものを地方裁判所で毎年やってはいますけれども、家庭裁判所でももう少しやったほうがいいということでしょうか、あるいはもう少しちゃんと宣伝したほうがいいということでしょうか。

●委員

そうですね。うちの子たちもそういう経験はないですし、私たちの世代はもちろんないですけれども、ですから家庭裁判所というのは私もこの委員になって初めて知ったというような状況でした。

●委員

例えば、行政の窓口の方への周知というのは言ってみればB to B（企業間取引）のようなものかなというふうに思います。使われる方というのはB to C（企業対消費者取引）のコミュニケーションにもう少し踏み込めないかというお話かなと思

って伺いました。そうだとするとキャラクターというのが消費者とのコミュニケーションにはすごく効いてくる場合があるかなと思います。かーくんはビジュアルがとてもかわいらしいので、例えばかーくんがなぜ太ったかっぱなのかとか、普段何をしているのかとかということを知っている人が知っていれば、印象に残りやすく何かのときに家裁に行けばいいのだというふうに思えるのではないかと思います。さらに、千葉県で何か強化しなければいけないというときに、チーバくんはすごくフォロワーが多いので、チーバくんとのコラボとか、あとは千葉県に限らず、自治体でゆるキャラを持っていらっしゃるところも多いので、自治体のゆるキャラとかーくんとのコラボということをやったらいいのではないかというふうに思いました。もし児童相談所にもキャラクターがあるのであれば、そのキャラクターとかーくんが仲よくしているところがあったりすると、すごくいいのかなというふうに思いました。日本の、特に、女性の中には、我慢するのが美德というような部分があるんじゃないかと、まだ、家庭裁判所のお世話になるというのが悪いことだと思っているところがあるのではないかと危惧しています。そういう意味でも、キャラクターの活用は啓発の可能性があるし、家庭裁判所のキャラクターをピーポくんぐらい誰もが分かるようになり、そこで助かるというのがわかるとすごくいいと思いました。あとは、家庭裁判所という言葉の持っているイメージを変えていくということがすごく重要だと思います。私もこの会に出させていただいて、初めて知ったことが多く、さまざまな専門家の方がいらっしゃるということを多分普通の人は御存じない。お医者さんのように、ここに行けば治してもらえる専門家の方がいっぱいいるというふうに思えば、その門をたたくことが全然恥ずかしいことではないし、行ったほうがいいことだということがわかるので、ぜひB to Cのようなつもりでキャラクターを使っただけだったらいいのではないかと思います。あとは、学校に入っていくということで、学校の教員の方とか職員の方への周知ということももちろんですけれども、生徒自身が児童相談所や家裁について知るということがすごく大事なことだと思います。授業の時間をとるとするのは難しいと思いますが、例えば社

会科の1コマを使って学べるような教材を文科省の方とか、あるいは信頼できるどこかの学校の先生の監修のもとにつくりましたという形で発表されると、学校で採用されて、授業で使ってもらえる可能性があると思います。実際教材をつくって、こういう教材で先生がここでこういう発問をして、最後にワークシート、これを使うといいですよという指導案まで全部つくっておけば、先生が教材研究しないで済むので、教室に入れるという可能性はあるのではないかと思います。

■委員長

かーくんの活躍の場を少し増やすという御提言をいただいたんですけども、どんな場面でかーくんが出ていったらいいのか、あるいはキャラクターというだけではなくて、現実の存在として、着ぐるみと言ってはいけないのかもしれないですけども、出ていったほうがいいのか、そのあたりの御意見はいかがでしょうか。

●委員

もちろん着ぐるみがあつたりすれば、何かのイベントのときに出てこられると思いますし、あとはチーバくんと一緒にということもあると思いますが、そうでなくても、例えばチーバくんのツイッターで、「今度何とか週間で、友達のかーくんを紹介するよ」とツイートしてもらい、そのツイートの中のリンクをクリックすると裁判所のホームページの中のかーくんの設定に飛ぶというのがまずお金がかからないで最初にお取り組みいただけることかと思うんです。あとは、社会的に今児童虐待を防止するということがすごく大きなことになっているので、例えば既に商業的に成功しているウェブ上のゲームに期間限定でキャラクターとして出るということが、そういうキャラクターを使っている企業のCSR上も、いいという場合があると思います。児童虐待防止や、家庭を平和なものにするということにかかわるということで、企業にとってもメリットになるという場合があると思うので、企業とのコラボということもやっていけばいいのではないかと。多分越えるハードルはあるとは思いますが、そうすれば認知が高まるという可能性はすごく多いと思います。ハードルが低いところでは、多分自治体のキャラクターであつたりですとか、

あるいはピーポくんであったりですとか、公のところを持っていらっしやるところと一緒にやっていくというのが近道なのではないかというふうに感じました。

●委員

前回、7月の委員会を開催したときに、別の委員から、少年友の会について初めて聞いたというお話をいただいて、私は、裁判所の中にいる人と、外にいる人との温度差というのはとても大きくて、本当にわからないことがいっぱいあるということをも自分自身も学びました。調停で言えば婚姻費用とか面会交流という単語を、普通に使うのですが、私は絶対言わないんですけど、婚費とか面交と言うと、目の前の当事者の方が、何ですか、それはと言われます。ですからやはり誰でもが分かる言葉を使います。婚姻費用というのは生活費ですよとか、面会交流というのはこうやって離れたお父さん、お母さんが会うことですよとか、自分たちがわかっている言葉が実際一般的な言葉かどうなのかということをもいつも感じてはいます。教育的措置の中でも自分がすごく誤解していたのが、友の会活動というのは裁判所に協力して、非行少年の健全育成を目指して奉仕活動する会で、その中で少年の健全育成のための教育的措置というので体験型の活動があるわけですよ。私は初めて、少年と一緒に農場に行ったときに、その教育的という言葉だけを捉えて、何か教育的なことを少年に言わなければいけないのかとか、伝えなければいけないのではないかと考えたのです。でも、実際活動していく中で、少年部の調査官のお姿を見たり、先輩の友の会の会員の先輩を見たりしたら、その教育的措置というのは、ともに活動していくこと、そして活動する中での会話、それが教育的措置だということがわかってきたのです。少年たちは普通の会話はできなかつたというか、そういう経験がない。ですから、作業を通して、「わあ、このお花非常に重いわね。大丈夫、あっちまで運べる？」とか、「こんな中腰で仕事をして、腰痛くない？大丈夫？」とか、「すごく頑張っているわね。」とか、そういう会話を何げなくすること、そして一緒に汗をかくことが教育的措置の一つなのだということが、やっとわかりかけてきました。自分がわかっているからと当たり前に使っている言葉が、実は一般の人には当たり

前ではなかったりするのですが、気をつけていきたいなとすごく思っています。裁判所の役割ということで、一つ最後にお話ししたいのは、やはりそういう農場に行ったりとか、老人ホームに行ったりして、非行少年と保護者が来ると、往々にして、孤立したりとか、こんな苦しいのは自分だけじゃないかと保護者の人が思ったりとか、そういうことがあるのですが、実際に一緒に汗をかいたりとか、一緒に行動することによって、「ああ、自分たちは一人ではないんだ、こんなふうにして一緒にいてくれる大人がいるんだ。」とか思えるということは、やはり本当に一人の少年が健全な社会の一員として成長していくということを助けてくれるところが裁判所であり、そして本当に困っている人、弱っている人、そういう人を助けるのは裁判所だと、ここに来てすごく思います。そして、清永さんの著書「家庭裁判所物語」を、二、三回読んでみて、本当にこの70年間の努力というのは、すごいということが本当にわかって、自分たちが、この裁判所に関わっているお仕事を手伝えることができよかったと思っているし、少年たちも、裁判所を歩いていると、下を向いて歩いたり、あと意外とここの庁舎はわかりにくくて、3階から渡り廊下を渡って、上に行ったり下に行ったりするのがわからない保護者の方などから、どこへ行けばいいですかと聞かれるときが結構あります。ですから、私は早歩きが大好きなのですが、できる限りゆっくり歩いて、もし声をかけられたら、上ですよとか、下ですよとか、そういうふうに自分は心がけていきたいなと思っています。そして、少年や保護者が、ああ、今日、敷居が高かったけど、ここに来てよかったなとか、裁判所の方々に会えてよかったなとか、何かそんなふうな思いをほんの少しでも持って外に出られたらいいなと、本当にささやかですが、そんなふうに感じているところです。

■委員長

裁判所にとっては委員の御尽力はかけがえのないものだというふうに普段から考えております。先ほども家庭裁判所の活動について知られていないということの指摘、問題意識がありました。例えばこんなふうにしてみたらもう少し情報発信が

できるとか、わかってもらえるとか、何かお考えがございましたら、御発言いただけますでしょうか。

●委員

一般の市民からしますと、一番身近で声を上げられそうなのが町内会だと思います。町内会単位ぐらいで何か見学ツアーみたいなのができたらなというふうには思います。

■委員長

地域とか、そこでの生活に根差した何か活動ができればという意味ですね。

●委員

はい。あと、先ほど他の委員から、広報行事で講演があったというお話をちょっと休憩時間にお聞きして、そういう御案内が、せっかくこういう委員をしているので、いただけたらなというふうに思いました。

■委員長

失礼しました。確かに家庭裁判所委員の方には個別には御案内差し上げていなかったですね。

●委員

最近マスコミで新聞記事の中に、婚姻費用だとか養育費の支払いが日本全体では多くが守られていないということが取り上げられていました。恐らくこれは全体で9割を占めるいわゆる話し合いによる離婚、協議離婚を含めて、そういう傾向にあるということでしょうけれども、調停では、婚姻費用とか養育費というのは、親が別れることによって子供さんの今後の大切な一つの大きな支援になるもので、きちっと決めておかねばならないとかなり意を注いでやっているところです。多分に感覚的な物の言い方ですけども、調停によって決められた婚姻費用とか養育費はかなりきちんと守られているのではないかと思うのですが、そのあたりの比較を見たことはないのです。もし機会があるとすれば、難しいことかもしれませんが、調停で離婚されて、その後、数年たったときの養育費などの支払状況がどうなってい

るのか、これを何かリサーチするような方法がもしあれば、それを確認していただいた上で、一般的に言われているそういう不払状況と比べて、調停離婚を経たときの養育費などはこれだけきちんとなっていてますというようなことを、調停に対する信頼感といいますか、それを何かつくり出すための一つの定量的なデータがあればなというのが一つです。あと、いろいろな方が相談のために行政のほうにアプローチされていますけども、どこで調停制度をお知りになりましたかということをもっと最初来られたときの申立て受付の時点で、確認をする項目を一つつくっていただいて、例えば行政機関から紹介を受けて来ましたとか、そういったことが実際データとしてとれば、それを何年間も蓄積している間に傾向がだんだん見えてくると思います。そういった継続的なデータがなかなか出ていないので、何で来られたのか、どこから知ったのかというのを我々も知りたいけれども、そういうデータがない。そのあたりをもう少し、千葉だけじゃなくて、全体の裁判所の中での仕組みとして、もしあれば助かるなという気がします。

■委員長

ありがとうございます。

●委員

先ほどリーフレットをお作りになって、法テラスとか女性サポートセンターなどに置いておられるという話があって、すばらしいと思いました。ついては、もう既にやっけていらっしゃるかもしれませんが、そういう情報がホームページにもあるという形になっているのであれば、例えばQRコードでそこに行けるというような形で提示してあると、QRコードを使っている世代が、青少年であったりとか、女性であったりとか、自分たち向けのメッセージなんじゃないかというふうに認識しやすいと思うのです。ですので、何かキャッチフレーズみたいなのがあって、QRコードがあれば、そこからそういう世代の方が入ってくるという可能性もあるかなというふうに思いました。

■委員長

ありがとうございます。QRコードを使うと、確かに情報がすぐに入手できるという手軽さはございますでしょうか。

●委員

そう思います。御用意されているほかのコンテンツにも接触するように、サイトの中で回遊するように設計すると余計認知が上がるのではないかと思います。

●委員

内容の充実について触れたいと思います。利用しやすい裁判所というところで、先ほど別の委員のおっしゃったところにもつながるのですが、やはりフォローというところを今後意識することが、家裁には求められていると思っています。人間関係なので、お金を1回払って終わりというようなものではない、続いていく人間関係、家族関係や親子関係なので、その後のフォローも実は当事者はとても期待していて、なかなか裁判所の機能としてそれはできない壁があるのはわかっていますが、先ほど言われたアンケートをとってみるというのも一つだと思いますし、制度を変えずにできるフォローをこれから考えていかないといけないと思っています。具体的に一つ言いますと、先ほどの養育費、婚費の関係でいうと、支払約束どおりにできない場合には、一応裁判所に調停成立後に言えば勧告しますという形がありますが、その勧告しますよということも知っている当事者と知らない当事者がいらして、それを裁判所から通知しているところもあり、調書だけをお渡ししているところもありというところで、そういったフォローが少しずつでもできるようになっていくのが、非常に、この家庭裁判所というものに対する信頼を醸成するのではないかと思います。具体的なフォローとしては、大きな話では面会のフォローというのも大いに期待したいのですが、今は制度がないというところなので、ただ当事者任せにしてはなかなかうまくいかないというのは、関わる方皆さん思っているところだと思うので、そういったフォローの方法について、研究も含め、調停委員も含め、協議会もあると思いますし、検討していくということをぜひお願いしたいと思います。

■委員長

貴重な御提言ありがとうございます。

●委員

先日冊子を送っていただきまして、少し目を通しましたら、少し気になることがありました。家事事件に関わる実情調査の概要と検証というところで、弁護士さんの関与がある事件のほうが審理の期間が長くなっているということが書かれておりまして、このごろは弁護士さんを依頼する方が多くなっていると思いますし、片方は弁護士さんをつけて、片方の方はつけていらっしゃらなかったりする場合は、弁護士さんもいらしたほうが証明力や説明力が大きいと思いますので、弁護士さんをつけたほうが有利に働くんじゃないかと思います。調停関係者の方は不公平がないように対応してくださっているとは思いますが、そういうときに不公平さは出ないのでしょうか。

■委員長

調停でも審判でも、あるいは民事訴訟の手續の訴訟手續の中でも、訴訟代理人弁護士が、あるいは手續代理人弁護士がついている事案、当事者双方が本人で争っている事案、各種あるわけですが、裁判所あるいは調停委員会の姿勢としては、ついている事件とそうでない事件の中で不公平があってはいけない、来ている両当事者の主張立証の関係で不公平があってはいけない、公正な立場で手續を進め、判断をしなければいけないというのはもう大前提というか、基本的なところでございます。今おっしゃられた弁護士がついた事案で審理の期間が長くなっているという、その検証報告書の内容について、一般的に言えることは、弁護士さんがつくると、いろいろな主張が出てくることもあります。それは弁護士さんの立場としては依頼者から受けた事情をでき得る限りそこで主張して、判断を求めるということで職務を尽くしたいと思われている結果であろうと思います。それらの主張については、一つ一つその事案の内容、事実関係を解明していく過程があり、証拠に基づいて事実はどうであったろうというふうに認定をした上で、その事実を前提に、法律に当て

はめるとどういふ結論になるのかというのを一つ一つ判断していくことが求められているものと思いますので、それをすることによって少し審理の期間が長くなるということはあるかと思ひます。ただ、その事案において一番適切な判断とか解決方法というのは、調停委員会もそうですし、事件の担当裁判官も常に考へているところですので、代理人弁護士がついているかついていないかによって不公平が生ずるということはないように心がけているところではございます。

- (4) 次回の開催を令和2年7月8日とし、次回のテーマは追って定めることについて、全委員の賛同が得られた。